

函 教 文

令和5年(2023年)4月12日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、本日、下記のとおり函館市指定文化財を指定しましたので、別添のとおり関係資料を配付いたします。

記

- 1 函館市指定文化財の指定について（江差屏風）

（生涯学習部文化財課）

## 函館市指定文化財の指定について

- (1) 種 別 有形文化財（絵画）
- (2) 名 称 えさしびょうぶ  
江差屏風
- (3) 所 在 地 函館市五稜郭町37番6号 北海道立函館美術館
- (4) 所有者名 北海道
- (5) 数量規模等 1点
- (6) 文化財の概要

本物件は、江戸時代中期の宝暦年間頃に松前で活躍した絵師・小玉貞良が描いた「松前江差屏風」のうち左隻となる「江差屏風」である。

江戸時代に北前船の交易で栄え、「江差の春は江戸にもない」と謳われた江差の町並みを、海側から俯瞰した構図で描かれている。

商家や蔵が建ち並ぶ通りには多くの人が行き交い、背後の高台には寺社が配され、浜辺ではニシン漁や荷揚げの様子が、手前の鷗島では花見や宴に興じる町人が描かれるなど、当時の江差の活況を詳細に伝える風俗画となっている。

貞良が描いた「松前江差屏風」は3作が知られ、その中でも最初期に描かれたとされる。なお本物件の対となる「松前屏風」は所在不明となっている。

本物件は、江戸時代中期における南北海道の町並みや習俗が伺える風俗画であるとともに、北海道における最初期の日本画として貴重な資料として、函館市の有形文化財として適当と認められる。



## 〔参考〕 函館市指定文化財について

### 函館市文化財保護条例（抜粋）

#### （目的）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づき、法および北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号。以下「道条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除き、市内に存ずる文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存および活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財および記念物をいう。

※「文化財」：**有形文化財**

- ・ **建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産**
- ・ 考古資料
- ・ 学術上価値の高い歴史資料

#### 無形文化財

- ・ 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産

#### 民俗文化財

- ・ 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件

#### 記念物

- ・ 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡
- ・ 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地
- ・ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）
- ・ 植物（自生地を含む）
- ・ 地質鉱物

(指定)

第4条 委員会は、市内に存ずる文化財のうち、重要なものを函館市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

4 第1項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ第17条に規定する函館市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(文化財保護審議会の設置)

第17条 委員会に函館市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### 函館市指定文化財の指定状況

※ 今回の指定により **90件**となる

区分		件数	主な文化財
有形文化財	建造物	1	旧イギリス領事館
	絵画	20 + 1	小林源之助著 蝦夷地草木写生図 ほか 江差屏風 << 今回指定 >>
	彫刻	1 1	十一面観音立像 ほか
	工芸品	2	函館八幡宮大神輿 ほか
	書跡	1	詩書 榎本武揚筆
	筆跡	3	近藤重蔵書翰 ほか
	典籍	2	イワン・マホフ著 ろしやのいろは ほか
	古文書	1 4	古川古松軒筆 松前蝦夷地之図 ほか
	考古資料	8	ブラキストンの大形磨製石斧 ほか
	地質鉱物	2	カムチャツカ出土 マンモス牙 ほか
	動物	1	セイウチ（海象）剥製
	歴史資料	5	五稜郭初度設計図、五稜郭平面図 ほか
有形民俗文化財	民俗資料	5	木直稻荷神社 第1号～第6号棟札 ほか
無形民俗文化財		2	安浦駒踊り、木直大正神楽
史跡		4	日ノ浜遺跡 ほか
名勝		3	恵山、賽の河原 ほか
天然記念物		5	恵山高山植物群 ほか
計		89 + 1	